

# 埼玉県農林部農村整備課 会計年度任用職員募集要項

次のとおり会計年度任用職員を募集します。

## 1 職務内容

- (1) 課内各担当の補助金の受付・書類審査事務
- (2) 定例的な総務事務・文書事務
- (3) 各種会議等資料作成の補助
- (4) 各種データベース等の入力・確認業務
- (5) その他課内事務の補助

## 2 応募資格

- (1)年齢・性別・学歴は問いません。
- (2)国籍は問いません。ただし、採用時に当該職務に従事可能な在留資格がない場合には採用されません。

※地方公務員法第16条に該当する人(次のいずれかに該当する人)は受験できません。

- ・禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
- ・埼玉県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人
- ・日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

## 3 求める人材

ワード、エクセル等を使用したデータ入力、集計、文書等の資料作成が可能な方

## 4 採用予定者数

2人

## 5 勤務条件

### (1)任用期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

勤務成績が良好で一定条件を満たした場合、再度任用されることがあります。

### (2)勤務日数・勤務時間

原則週3日・週23時間15分(原則:月～水、水～金)

午前8時30分～午後5時15分(7時間45分)

※休憩時間:正午～午後1時(60分)

※勤務日の割り振りについては応相談

(3)休日

原則、土曜日、日曜日、国民の祝日、年末年始(12月29日～翌年1月3日)です。

(4)休暇

県の規定によります。

(5)報酬

月額:154,900円～157,500円

(時間額:1,587円～1,614円)

※報酬額は学歴・経験を考慮の上、決定します。

※報酬額は令和8年1月1日時点のものです。一般職の常勤職員の給与改定等を踏まえ、報酬等が改定となることがあります。

(6)諸手当

期末手当及び勤勉手当:一般職の常勤職員の例により支給

(7)交通費

別途支給(県の規定によります。)

※通勤距離の片道が2km未満の場合等には支給されません。

※マイカーによる通勤はできません。

(8)社会保険

健康保険法、厚生年金保険法、雇用保険法

※加入条件を満たす場合に限ります。

(9)勤務地

埼玉県農林部農村整備課内

所在地:〒330-9301 さいたま市浦和区高砂3-15-1

(10)業務内容

補助金の受付・書類審査等

総務事務、文書事務、データ入力・確認等

各種資料作成等

※「5 勤務条件」については、採用までに関係条例、規則等の改正が行われた場合は、その定めるところにより変更します。

※令和8年度予算の成立状況等によっては、勤務条件が変更されたり、採用されなかつたりする場合があります。

## 6 応募書類

(1)履歴書(様式第1号・写真添付)、身上書(様式第2号)

(2)職務経歴書(様式任意、ワープロ作成可)

## **7 応募について**

- (1) 令和8年2月10日(火曜日)【必着】までに下記担当宛てに、応募書類を提出してください。
- (2) 提出は、郵送又は持参となります。
- (3) 封筒の表面には「**会計年度任用職員応募**」と朱書きし、裏面に御自分の住所及び氏名を明記してください。
- (4) 郵送される場合、簡易書留等によらない場合の事故については、責任を負いません。
- (5) 持参される場合の受付時間は、平日午前8時30分から正午、午後1時から午後5時15分までです。  
※ 応募者多数の場合等、早めに締め切ることがあります。

## **8 選考方法等について**

### (1) 第一次審査

応募書類による選考を行います。

### (2) 第二次審査

第二次審査(面接)は、埼玉県庁舎内の会場で令和8年2月下旬に実施を予定しております。時間及び場所については、令和8年2月中旬に連絡します。

なお、応募書類の返却はしておりません。

### (3) 最終合格

全員の審査が終了後、速やかに受験者全員に連絡いたします。

## **9 応募書類の提出及び問い合わせ先**

所在地： 〒330-9301 さいたま市浦和区高砂3-15-1(埼玉県庁本庁舎5階)

担当： 農林部農村整備課 総務・土地改良団体支援担当

電話： 048-830-4335